

国自旅第38号
平成30年4月27日

中国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

平成30年度税制改正に伴う対応について

今般、平成29年12月14日に平成30年度税制改正大綱がとりまとめられ、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたノンステップバス及びリフト付きバス並びに当該目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度における当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシーに対する税制特例措置が平成30年5月1日以降延長されることである。

税制特例措置の対象自動車については、平成27年3月18日付け国自旅第343号により、取り扱ってきたところであるが新規登録時の対応が引き続き下記の通り必要となるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 対象車両

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）に規定する自動車のうち以下のものであって、平成30年5月1日以降に新車の新規登録が行われるもの

(1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車（道路運送法21条の許可事業を除く。）

- ① ノンステップバス
- ② リフト付きバス

(2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車

- ① 国の認定を受けたユニバーサルデザインタクシー



2. 特例期間

- ・自動車重量税：平成30年5月1日～平成33年3月31日
- ・自動車取得税：平成29年4月1日～平成31年3月31日

※初回（新車の新規検査）のみ適用

3. 税制特例措置に必要な書類

税制特例措置を受けるために、平成30年5月1日以降の新車の新規登録前に各運輸支局輸送部門に以下の(1)～(3)のいずれかの書類が提示される。また、ノンステップバス及びリフト付きバスについては、車両の適合性を確認する以下の(4)の書面が提出される。

- (1) ノンステップバス：別紙「証明書①」参照
- (2) リフト付きバス：別紙「証明書②」参照
- (3) 認定ユニバーサルデザインタクシー：別紙「証明書③」参照
- (4) 車内の写真又は外観図及び床形状図等

4. 税制特例措置の対象車両の確認方法

3. に掲げる書類が提示・提出された自動車に対して、各運輸支局輸送部門が車両適合性の確認を行い対象車両であると判断する場合において、事業用自動車等連絡書にノンステップバス及びリフト付きバスについては、「事業等の種別」欄が「乗合（路線定期）」の場合、「備考」欄に「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、認定ユニバーサルデザインタクシーについては、「事業等の種別」欄が「タクシー」又は「ハイヤー」の場合、「備考」欄に「ユニバーサルデザインタクシー」と記載する。

その後、運輸支局等の登録窓口においては、事業用自動車等連絡書の「事業等の種別」及び「備考欄」で対象車両であることを確認する。対象車両と確認できた場合には、自動車登録検査業務電子情報処理システムに、ノンステップバスであれば「966」、リフト付きバスであれば「967」、認定ユニバーサルデザインタクシーであれば「968」を入力することにより、自動車検査証の備考欄に「ノンステップバス」、「リフト付きバス」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載されていることを確認する。